

～健康ですこやかな生活を支える大切な制度～

国民健康保険

**7月11日(金) (予定) に
平成26年度国民健康保険税納税通知書を発送します。**

わが国では、職業や年齢に関係なくすべての人がいずれかの健康保険に加入しなければならないことになっており、職場の健康保険等に加入している方を除いて、国民健康保険への加入が義務付けられています。



国民マスコット 健康まもるくん

納税義務者

国民健康保険税は、地方税法および上里町国民健康保険税条例により世帯主が納税義務者となります。このため世帯主が国民健康保険に加入していなくても、その世帯内に加入している方がいれば、「擬制世帯主」として納税義務を負うこととなります。

算定方法

国民健康保険に加入している方の前年中の所得(所得割額)、固定資産税額(資産割額)、被保険者数(均等割額)、世帯(平等割額)に基づき、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分(以下、医療分・後期分・介護分)ごとに算出し、その合計額が税額となります。

区分		所得割額	資産割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
算定基礎		総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額(33万円)控除後の合計額	固定資産税のうち土地および家屋にかかる部分の額	被保険者一人について	一世帯について
税率等	医療分	6.3%	25%	15,000円	10,000円
	後期分	1.8%	—	8,000円	—
	介護分	1.23%	—	8,100円	—

※介護分は、加入している40歳以上65歳未満の方が該当します。

◆税制改正により後期分と介護分の課税限度額を2万円引き上げました。

医療分510,000円 後期分160,000円 介護分140,000円 合わせて810,000円

納付方法

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12か月分を次の方法により納付します。

普通徴収	特別徴収
7月から翌年2月までの8回の納期に分けて納付書や口座振替により納付する方法	4・6・8・10・12・2月の6回に分けて受給年金から納付する方法

特別徴収の要件…次の①、②のいずれにも該当する方

- ①世帯内の国民健康保険の加入者全員が、65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)
- ②受給されている年金が年額18万円以上で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方

軽減制度

世帯主（納税義務者）を含む加入者全員の合計所得が、法令に定められた額よりも低い場合には、均等割と平等割が7割・5割・2割軽減される軽減制度があります。

◆税制改正により5割軽減および2割軽減の判定基準所得を拡充しました。

判定基準	軽減率
世帯の所得が33万円以下	7割軽減
世帯の所得が33万円＋（被保険者数×24.5万円）以下	5割軽減
世帯の所得が33万円＋（被保険者数×45万円）以下	2割軽減

軽減制度に該当するかどうかは、加入者全員の所得を正確に把握し判定する必要がありますので、16歳以上のすべての国民健康保険加入者は、収入状況の申告をお願いします。
(扶養になっている方、収入の無い方も必要です。)

特例軽減(非自発的失業に伴う国民健康保険加入の場合)制度

倒産、解雇、雇い止めなど、会社都合による離職をされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

〈対象者〉 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）や雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方で、国民健康保険に加入の方。

〈軽減額〉 国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、失業した方の前年分の給与所得をその30/100とみなして行います。

〈軽減期間〉 離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※特例受給資格者の方や高年齢受給資格者の方は対象となりません。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると軽減は終了します。

減免制度

特別な事情（災害・重度障害等）により、納税が困難であると認められる場合（要審査）には、申請により国民健康保険税が減免になる場合がありますので、ご相談ください。

※減免申請は、減免を受けようとする納期の納期限7日前までに申請書を提出する必要があります。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221（内線1131～1133）】

本庄税務署からのお知らせ

問合せ…本庄税務署【☎22-2111】

平成26年4月1日以降、「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されています

事業者の皆さまが平成26年4月1日以降に作成する領収証やレシートなどの「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税については、記載された受取金額が5万円未満のものについて非課税となります。領収証等を作成する際には、受取金額を確認の上、納付する印紙税額に誤りのないようご注意ください。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲	
平成26年3月31日まで	平成26年4月1日以降
3万円未満	5万円未満

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書の印紙税の軽減措置が拡充されています

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書および建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号および第2号の規定に関わらず、右表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契約金額		軽減後の税率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書	
10万円～ 50万円以下	100万円～ 200万円以下	200円
50万円～ 100万円以下	200万円～ 300万円以下	500円
100万円～ 500万円以下	300万円～ 500万円以下	1千円
500万円～ 1千万円以下	1千万円以下	5千円
1千万円～ 5千万円以下	5千万円以下	1万円
5千万円～ 1億円以下	1億円以下	3万円
1億円～ 5億円以下	5億円以下	6万円
5億円～ 10億円以下	10億円以下	16万円
10億円～ 50億円以下	50億円以下	32万円
50億円～		48万円

滞納処分される前に… 納税に困ったら早めの相談を！

滞納に至るには様々な事情があります。被災・離職・病気や生活保護になった場合など、個々の事情により、減免、徴収猶予、分割納付などに該当する方もいます。納税に困ったら早めに相談してください。

しかし、納税できるにもかかわらず納付していただけない悪質な滞納者には、納税の公平を担保するため、次のような法的手段を行使する場合があります。

町税の滞納状況

【現年度分】

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
町税	収納額	3,857,109,513 円	3,779,823,031 円	3,744,574,455 円
	収納率	97.90 %	98.26 %	98.32 %
うち 住民税	収納額	1,247,110,461 円	1,318,461,410 円	1,323,029,630 円
	収納率	96.75 %	97.32 %	97.55 %
国保税	収納額	619,534,434 円	623,679,893 円	649,175,867 円
	収納率	90.93 %	91.39 %	91.21 %

【滞納繰越分】

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
町税	収納額	57,438,765 円	62,194,272 円	62,720,632 円
	収納率	11.83 %	14.43 %	16.14 %
うち 住民税	収納額	31,830,306 円	32,133,998 円	31,641,982 円
	収納率	16.71 %	17.00 %	17.94 %
国保税	収納額	44,046,833 円	48,959,517 円	44,842,192 円
	収納率	13.17 %	14.75 %	14.19 %

預貯金の差押え (表①)

	調査	差押
24年度	840 名	120 名
25年度	336 名	31 名

給与の差押え (表②)

	差押
24年度	3 名
25年度	34 名

所得税還付金の差押え (表③)

	差押
24年度	68 名
25年度	34 名

生命保険の解約返戻金の差押え (表④)

	差押
24年度	56 名
25年度	14 名

差押えによる税の充当 (表⑤)

	差押	税充当額
24年度	264 名	27,341,859 円
25年度	71 名	19,582,126 円

土地や家屋も差押え対象として調査を行い、公売を検討します。

不動産の差押え

生活をするための最低金額は保証されますが、それを超える部分について調査を行い、差押えを行う場合があります。(表②)

給与の差押え

銀行などの金融機関の預貯金については、納付いただけない場合には調査を行い、差押えて、税に充当します。(表①)

預貯金の差押え

「家賃」・「売掛金」・「電話加入権」・「自動車」・「その他の動産」についても調査し、差押えを行う場合があります。

その他の財産の差押え

生命保険に解約返戻金が見込まれ、町税の滞納がある場合には内容によって差押えを行います。(表④)

生命保険の解約返戻金の差押え

国の所得税に還付金があり、町税の滞納がある場合には差押えを行います。(表③)

所得税還付金の差押え

納税相談窓口 夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆7月の開庁日

- 休日 (午前8時30分～正午) **7月13日(日)**
- 夜間 (午後8時まで) **7月25日(金)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課収税係【☎35-1220】

固定資産税第2期と国民健康保険税第1期の納期限は7月31日(木)です。納税は便利な口座振替をご利用ください。

町では、今後も税負担の公平性を保ちながら、財源確保と効率的な行政運営に努めてまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

前記までの差押え・公売などにより、平成25年度は、総勢71名に差押えの処分を行い、総額約1958万円を税へ充当しました。(表⑤)

差押えによる税の充当

光化学スモッグ に 気をつけて



夏季は光化学スモッグが発生しやすい時期です。光化学スモッグは、目や喉の粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。

(光化学スモッグ注意報が発令されたら)

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう
- ・なるべく自動車の使用を控えましょう。

ダイオキシン類環境大気調査結果

ダイオキシン類は、発がん性のほか生殖障害や免疫機能の低下を招く環境ホルモンの疑いがあるとされています。町では、ダイオキシン類の実態を把握するために、町内2地点で平成25年11月に『ダイオキシン類環境調査』を実施しました。

◆調査結果

【大気】 (単位：pg-TEQ/m³)

調査場所	測定数値	環境基準
七本木公民館	0.010	0.60以下
神保原小学校	0.011	

町内の大気中のダイオキシン類濃度は、各地点ともダイオキシン類対策特別措置法で定められている環境基準値を下回っていました。

問合せ…まち整備環境課生活環境係【☎35-1226】

「上里町公共施設白書」 「上里町の公共施設アセット マネジメントに関する研究報告書」 を作成しました

町では、公民連携や公共施設の老築化問題の研究で先駆的かつ専門的なノウハウを持つ東洋大学PPP研究センターと連携し、「上里町公共施設白書」「上里町の公共施設アセットマネジメントに関する研究報告書」を作成しました。

今後は、白書と報告書をもとに公共施設の将来あるべき姿を様々な角度から検討し、公共施設の適正配置に向けて取り組んでいきます。

※「上里町公共施設白書」「上里町の公共施設アセットマネジメントに関する研究報告書」は、総合政策課総合政策係で閲覧できるほか、町ホームページでもご覧になれます。

問合せ…総合政策課総合政策係【☎35-1238】

～公正で信頼される行政を目指して～ 平成25年度「情報公開制度」・ 「個人情報保護制度」実施状況

町では、公正で信頼される町政の実現を目指して、町の各実施機関の保有する公開について定めた「情報公開制度」と、保有する情報のうち、個人に関する情報の保護と開示の手続きなどについて定めた「個人情報保護制度」をそれぞれ実施しています。平成25年度の情報公開の実施状況は下表のとおりです。個人情報の開示請求はありませんでした。

情報公開制度 平成25年度実施状況

実施機関	受付件数			決定内容			
	請求	申出	全部公開	部分公開	非公開	不存在	
町長	9	1	8	7	1	1	0
その他	2	1	1	2	0	0	0
合計	11	2	9	9	1	1	0

問合せ…総務課庶務係【☎35-1234】

夏休み 親子下水道教室



日時…7月24日(木)
午前9時～正午

会場…小山川水循環センター(本庄市)

内容…①下水道施設の見学、②水質実験の体験

定員…10組20名(定員になり次第締切) ※無料

申込…7月7日(月)～18日(金)

問合せ…(公財)埼玉県下水道公社荒川左岸北部支社小山川支所【☎21-7997】

農地バンクに登録しましょう

農業委員会では、農地の所有者による「農地を貸したい・売りたい」という情報や、農業者による「農地を借りたい・買いたい」という情報を集めています。お寄せいただいた情報は農地バンクに登録され、必要な方に農地情報を提供します。

上里町には意欲のある農業者が多くいます。農地の有効利用のため、情報をお寄せください。

問合せ…農業委員会事務局【☎35-1235】